

## 令和元年第12回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和元年12月24日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆  
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子(途中入室)  
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹  
理事兼学校教育課長 丸田 浩之  
生涯学習課長 中野 裕夫  
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大  
教育総務課主査 見立屋 雅子
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例))  
報告第19号  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見(指定管理者の指定))  
報告第20号  
臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成31年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見)  
報告第21号

臨時代理事務 臨時代理の報告について（職員の人事）  
報告第 2 2 号

臨時代理事務 臨時代理の報告について（平成 3 1 年度多賀城  
報告第 2 1 号 市一般会計補正予算（第 6 号）に対する意見）

議案第 1 8 号 平成 3 1 年度多賀城市教育功績者等表彰につい  
て

日程第 5 その他

## 教育長

ただいまの出席者は 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第 1 2 回定例会を開会いたします。

### 日程第 1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和元年第 1 1 回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

（「ありません」の声あり）

## 教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

### 日程第 2 議事録署名委員の指名について

## 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 2 1 条第 3 項の規定により、教育長において、菊池委員と、まだいらっしゃいませんが出席の連絡をいただいている樋渡委員を指名

いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

#### 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

#### 副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

議案の資料の1ページをお願いいたします。諸般の報告、令和元年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、12月9日から20日まで12日間の会期で、「令和元年第4回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案では、本日臨時代理事務報告をいたします「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、「指定管理者の指定」、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」及び「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は、12月12日及び13日の2日間行われ、教育委員会関係は3名から3件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

12月16日、12月15日付けで依願退職となった職員1名に辞令を交付しました。

次に学校教育課関係ですが、12月17日、多賀城東小学校、東豊中学校、多賀城高等学校及び地域の方々が連携し、ともに手をつなぎ、守り、生かし合う、地域パートナーシップスペースの創造をテーマにした「令和元年度宮城県教育委員会指定<sup>こころざし</sup>志教育支援事業多賀城地区東豊中学校区実践発表会」を開催しました。

小中学校のインフルエンザについては、12月18日現在、山王小学校の6クラス、天真小学校の4クラス、多賀城東小学校の1クラスが、それぞれ2日から3日間学級閉鎖としました。引き続き、流行の未然防止のために、各小中学校に対し、うがいや手洗いの励行を指導してまいります。

市内小中学校では、12月23日に2学期の終業式を終え、来年1月7日までの冬休みに入ります。

次に生涯学習課関係ですが、12月3日、青少年健全育成多賀城市民会議主催の「青少年育成研修会」が開催されました。東北学院大学教養学部教授の平野幹雄氏を講師として、「困難を有する青少年の現状と地域におけるかかわり方について」と題した講演が行われ、93名が参加しました。

12月14日、多賀城市子ども会育成連合会主催の「こどもまつり」が文化センターで開催されました。舞台発表、工作や体験コーナー、スタンプラリー企画のほか、食育と保育の展示も行われ、820名が来場しました。

12月14日及び15日、仙台・多賀城・仙台育英学園－キューバ交流事業実行委員会主催の「キューバ共和国バレーボール交流事業」を開催しました。バレーボール競技の元キューバ代表、ミレーヤ・ルイス氏らをお招きし、14日はトークショーを開催し、約200名が来場しました。翌15日は、仙台育英学園高等学校、第二中学校及び東豊中学校等の女子バレーボール部員を対象としたバレーボール・クリニックを開催し、68名が参加しました。

12月19日、「放課後子ども教室推進事業スタッフ研修会」を開催しました。宮城職業能力開発促進センター職業訓練指導員の阿部ふみ氏を講師として、「粘土キャンドルを行う際の事前準備とその作り方」についての実技研修を行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に文化財課関係ですが、11月30日、一般社団法人日本善行会主催の「令和元年度秋季善行表彰」において、40年間にわたり本市の郷土芸能の普及・啓発を行ってきた多賀城鹿踊保存会、多賀城太鼓保存会が表彰を受けました。

12月10日、「古代米の食体験」が開催されました。11月に刈取りした古代米のごはん炊きと食味体験を行い、城南小学校5年生126名が参加しました。

以下、別表の社会教育事業等の開催状況を、2ページ、3ページ、4ページ、5ページの中段まで掲載してございますが、朗読は省略させていただきます。5ページ中段、令和元年12月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

## 教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

### 日程第4 議事

**臨時代理事務  
報告第19号**      **臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例））**

## 教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第19号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例））」を議題いたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

## 副教育長

それでは、議案資料7ページを御覧願います。臨時代理事務報告第19号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、9ページでございますように、市長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案の作成について意見を求められましたことから、令和元年11月29日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

8ページを御覧願います。こちらが、臨時代理書でございます。議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、異議ない旨回答しております。

再度9ページを御覧いただきます。1の案件名は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」で、教育委員会に関係する部分といたしまして、括弧書きにあります、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」であります。

2の条例改正の内容ですが、これは、本来一般職として任用すべきである常勤職員同様の勤務形態の職員について、全国的に見ますと特別職非常勤職員として任用している例がありますことから、そうした運用は不適當であるため、

特別職非常勤職員の範囲がこれまでよりも限定され、要件に該当しない者は特別職非常勤職員として任用できないこととなったものでございます。

本市で設置している職のうち、これまでの非常勤の特別職員としていたものにあつて、来年度から新たに「会計年度任用職員」としての任用に変更される職が出てまいりまして、教育委員会所管の「青少年育成センター補導員」につきましてもそれに該当することから、現在「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」にその報酬額が規定されておりますことから、同条例から当該規定を削除するものであります。

次の11ページから関係資料を添付しておりますが、13ページをお願いいたします。該当部分が13ページ下から4行目第6条でありまして、新旧対照表が17ページにありますのでお願いいたします。

右側が改正前で、区分の上から2段目、アンダーラインを引いてあります「青少年育成センター補導員」のところを削除するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日であります。

以上で、説明を終わります。

## 教育長

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第19号を承認します。

**臨時代理事務  
報告第20号**      **臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（指定管理者の指定））**

## 教育長

次に、臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（指定管理者の指定））」を議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

## 副教育長

それでは、議案資料19ページを御覧願います。臨時代理事務報告第20号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、21ページでございますように、多賀城市立図書館に係る指定管理者の指定に関する市議会提出議案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでありますが、令和元年11月29日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

(午後1時12分 樋渡委員入室)

23ページを御覧願います。市長から意見を求められた議案でございます。

1の「指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称」は、「多賀城市立図書館」でございます。

2の「指定管理者となる団体」は、大阪府枚方市岡東町12番2号、「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社」でございます。

3の「指定の期間」は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとするものでございます。

本件につきましては、10月29日開催の教育委員会第10回定例会に提出し、決定いただいた議案第17号「指定管理者の候補者について」審議の際の内容と同様のもの調製されておりますことから、20ページ、臨時代理書にありますように、市長に対し異議ない旨回答しております。

なお、臨時代理事務報告第20号資料としての24ページから43ページまでの市議会提出議案資料につきましては、教育委員会第8回定例会、第10回定例会において説明させていただきました議案第16号及び議案第17号と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第20号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（平成31年度多賀城  
報告第21号 市一般会計補正予算（第5号）に対する意見）**

**教育長**

次に、臨時代理事務報告第21号「臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）に対する意見）」を議題といたします。  
内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

**副教育長**

議案資料の45ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第21号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、47ページでございますように、市長から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」の調製について意見を求められましたことから、令和元年11月29日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

46ページを御覧願います。こちらが臨時代理書でございます、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」の調製について、異議ない旨回答しております。なお、本補正予算案につきましては、今月9日から開会されました第4回市議会定例会において審議され、原案のとおり可決されておりますので、申し添えます。

ここから、別冊の左上に臨時代理事務報告第21号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、5ページをお願いいたします。

右から2列目の一番下に、一般会計予算の歳出補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は9億1,281万4千円で、補正後の総額はその隣り296億4,353万円となるものでございます。

上から6行目まで太枠で囲んだ10款教育費がございましたので、御覧ください。教育費の補正予算額については、一番上の行右から2列目1億91万4千円を増額するもので、補正後の予算額はその隣り37億638万5千円となるものでございます。

今回は、1項の教育総務費から5項保健体育費までの補正になりますが、内容の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

まず、歳出から内容を御説明いたしますので、14ページ、15ページをお願いいたします。なお、人件費に係る補正予算部分につきましては、説明を省

略させていただきます。

10款2項1目小学校費の学校管理費で、補正額の欄500万円の増額補正でございます。説明欄教育総務課1の「学校施設維持管理事業〔小学校〕」で、11節需用費修繕料の増額は、先の台風第19号の際、雨漏りが発生いたしました多賀城東小学校、城南小学校、多賀城八幡小学校の3校の修繕を行うものでございます。

次に、3項1目中学校費の学校管理費で、1,242万4千円の増額補正でございます。説明欄教育総務課1の「学校施設維持管理事業〔中学校〕」で、11節需用費修繕料の増額は、小学校と同様に先の台風第19号の際、被害のありました多賀城中学校の雨漏り修繕、及び第二中学校の雨漏り修繕、校舎北側外周フェンス等の修繕を行うものでございます。

### 生涯学習課長

続いて、4項社会教育費で、4,139万6千円の増額補正でございます。

次のページをお願いします。うち、4項3目公民館費、説明欄「市民音楽祭開催事業」につきまして、公益財団法人宮城県文化振興財団に対して当該事業に係る助成金の申請をしておりましたところ7万円の交付決定がございましたので、財源組替えを行うものでございます。

次に、8目市民会館費で4,085万6千円の増額補正は、説明欄「文化センター改修事業」で、大ホール調光室内にある照明機器を操作する照明卓の更新と、大ホール及び小ホールの照明設備の電気基盤の一部が経年劣化しているため、消耗部品の交換に係る費用を計上するものでございます。なお、照明卓の更新につきましては、照明演出シーンを記録保存するメモリー機能に支障が生じたことや、各種照明スイッチの動作不良によるものです。

続きまして、繰越明許費の御説明をいたしますので、この資料の6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、10款教育費4項社会教育費で、ただいま御説明いたしました文化センター改修事業で4,085万6千円全額を繰り越すもので、事業の完了は令和2年5月末を予定しております。

恐れ入ります、16、17ページにお戻り願います。

続いて、5項1目保健体育総務費のうち、生涯学習課関係説明欄「多賀城市総合体育館改修事業」で3,402万円の増額補正でございます。

これは、総合体育館の小体育室、柔剣道場、子ども遊戯室、2階集会室系統の空調用設備の改修工事を行う費用を計上するものです。

小体育室など4か所で使用しているエアコンの冷媒が全廃となり、供給部品

が製造終了となっていることから、計画的な修繕が必要であると考えておりました。そうした中、子ども遊戯室及び2階集会室系統のエアコンに故障が生じたことから、今年度の増額補正により早期改修を実施するものです。

恐れ入ります、この資料の6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。表の一番下になります10款教育費5項保健体育費で、ただいま御説明いたしました「多賀城市総合体育館改修事業」で3,402万円全額を繰り越すもので、事業の完了は令和2年6月末を予定しております。

続きまして、債務負担行為の追加補正につきまして御説明いたしますので、7ページを御覧願います。

第3表債務負担行為補正で、追加の表の3行目「市立図書館指定管理業務委託」についてでございますが、これは先ほど臨時代理事務報告第20号で御承認いただきました「多賀城市立図書館に係る指定管理の指定」について、令和2年度から令和6年度までの今後5年間の指定管理期間に係る限度額を設定するもので、その額につきまして14億2,984万4千円を設定するものでございます。

以上で歳出の説明を終了いたします。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、この資料の12、13ページをお開き願います。

21款諸収入5項2目雑入で、1,307万円の増額補正のうち、6節雑入で7万円の増額補正は、歳出で御説明いたしました公益財団法人宮城県文化振興財団から市民音楽祭開催時に係る助成金の交付決定を受けたため、助成額である7万円を追加補正するものでございます。

以上で、「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

## 教育長

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

## 教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第21号を承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（職員の人事）**

## 報告第 2 2 号

### 教育長

次に、臨時代理事務報告第 2 2 号「臨時代理の報告について（職員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、副教育長から説明をいたします。副教育長。

### 副教育長

議案資料の 4 9 ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第 2 2 号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、5 1 ページに人事異動内示書がございますが、本年 1 2 月 1 5 日をもって教育委員会事務局文化財調査普及係長が依願退職をいたしましたことから、埋蔵文化財調査センター所長に対し令和元年 1 2 月 1 6 日付け同職の事務取扱発令決定について、5 0 ページにありますように令和元年 1 2 月 9 日に臨時代理をしたので、幹部職員の人事について報告するものです。

以上で説明を終わります。

### 教育長

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

### 教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第 2 2 号を承認します。

**臨時代理事務  
報告第 2 3 号**      **臨時代理の報告について（平成 3 1 年度多賀城  
市一般会計補正予算（第 6 号）に対する意見）**

### 教育長

次に、臨時代理事務報告第 2 3 号「臨時代理の報告について（平成 3 1 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

### 副教育長

議案資料の 53 ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第 23 号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。

これは、55 ページにございますように、市長から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づき、「平成 31 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）」の調製について意見を求められましたことから、令和元年 12 月 16 日に臨時代理により回答したので、報告するものです。

54 ページを御覧願います。

こちらが臨時代理書でございまして、「平成 31 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）」の調製について、異議ない旨回答しております。なお、本補正予算案につきましても、今月 9 日から開会されました第 4 回市議会定例会において審議され、原案のとおり可決されておりますので、申し添えます。

ここから、別冊の左上に臨時代理事務報告第 23 号関係資料と表示されております資料によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、4 ページをお願いいたします。右から 2 列目の一番下に、一般会計予算の歳出補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は 1 億 3,749 万 7 千円で、補正後の総額はその隣り 297 億 8,102 万 7 千円となるものでございます。

上から 2 行目まで、5 行目に太枠で囲んだ 10 款教育費及び 11 款災害復旧費のうち、3 項文教施設災害復旧費がございまして、御覧ください。

教育費の補正予算額については、一番上の行右から 2 列目 1,103 万円を増額するもので、補正後の予算額はその隣り 37 億 1,741 万 5 千円となるものでございます。

その 2 行下、3 項文教施設災害復旧費につきましては、326 万 7 千円を増額補正するもので、内容をそれぞれ担当課長から御説明いたします。

## 生涯学習課長

資料の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 8 目市民会館費で、1,103 万円を増額補正でございまして。

これは、説明欄「文化センター改修事業」の増額補正で、文化センター 2 階事務室及び 2 階会議室に設置している空調設備の更新を行うものです。

事務室内の空調設備の更新につきましては、同室内にある 4 台の室内機のうち、故障した 2 台につきまして、本年第 9 回教育委員会定例会において、臨時代理事務報告第 16 号「平成 31 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）」に対する意見について」で御承認いただき、更新作業を進めていたところですが、

今般、新たに残りの室内機に故障が生じたことから、故障した室内機の更新と、加えて、同じ系統で同時期に設置している2階会議室の室内機も合わせた機器の更新を行うものです。主なものは、15節工事請負費として1,100万円でございます。

## 文化財課長

次に、11款3項1目文化財災害復旧費で326万7千円の増額補正でございます。説明欄「特別史跡多賀城跡附寺跡災害復旧事業」で、15節の工事請負費326万7千円を計上するものでございます。

ここで恐れ入りますが、本日追加で配付しましたA4版1枚の資料を御覧ください。

今回の災害復旧工事は、本年10月12、13日に発生しました令和元年台風第19号の大雨により、特別史跡多賀城跡附寺跡の文化財用地に被害があったことによる復旧工事です。

被害箇所ですが、市道市川線が新田浮島線と接続する地点から総社宮方面へ約300m北上した、市指定文化財伏石の西側で、平成12年に本市が公有化した土地でございます。

被害の状況については、下の断面図と写真にありますように、公有地の南側斜面に設置されている全長21.6mの重量建築ブロックが、多量の雨水を含んだ土砂の重みで隣接する住宅地側に傾いたものでございます。

今回の工事内容ですが、傾いた重量建築ブロックを撤去するとともに、公有地側の土砂を除去し、法面を整形した後に、防草シートを張る工事でございます。併せまして、公有地からの雨水を排水するためのU字溝を隣接する住宅地との境に設置するものでございます。

以上で「平成31年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わらせていただきます。

## 教育長

ただいまの報告について質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

## 教育長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第23号を承認します。

**議案第18号 平成31年度多賀城市教育功績者等表彰について**

て

## 教育長

次に、議案第18号「平成31年度多賀城市教育功績者等表彰について」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。副教育長。

## 副教育長

それでは、57ページをお願いいたします。

議案第18号「平成31年度多賀城市教育功績者等表彰について」御説明いたします。

このことについて、次のとおり決定するというものでございまして、別紙は議案資料の59ページから63ページまで、A3版横長の表3枚になります。

こちらの表が、表彰候補者調書になりますが、社会教育振興で個人が4名、社会体育振興で個人が4名、児童生徒の顕彰で個人が15名です。

合計では、個人23名となります。

根拠としまして、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定によりまして、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰を行うものでございます。なお、本日お手元に「多賀城市教育委員会表彰規則」と「多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準」をお配りしておりますので、御覧願います。

まず、「表彰規則」のほうでございますが、第1条は、規則の趣旨でございまして。「本市の教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に寄与した者に対し、多賀城市教育委員会が行う表彰に関しては、別に定めがあるものを除き、この規則の定めるところによる。」ものです。

第2条は、表彰の種類ですが、「教育功績者表彰」と「児童生徒顕彰」の二つになります。

第3条は、この項目に該当する方を表彰するという内容になります。

第1項の第1号は「本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの」、第2号は「教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として10年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの」、第3号は「前2号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者」でございまして。第2項は、児童生徒の顕彰関係を規定したものです。

2枚目の「選考基準」を御覧願います。第2条から第4条までに、表彰の選

考基準等を規定しております。前段で申し上げました、「表彰規則」第3条の規定のそれぞれ基準を定めたものでございます。

一つひとつの項目については、説明は省略させていただきます。

これに基づきまして先ほどの調書を作成してございますので、御参照いただければと思います。

それでは功績内容について、各課長のほうから順に内容を御説明申し上げます。

## 生涯学習課長

それでは、59ページを御覧ください。

1 社会教育振興の部で、候補者は4名となります。お名前と功績の概要を御説明いたします。

1の尾花香津恵さんにつきましては、多賀城市婦人会連合会役員として、2の鶴田文子さんにつきましては、生涯学習100年構想実践委員会役員として、3の緑川聡さんにつきましては、城南区の社会教育振興員として、4の金子昭夫さんにつきましては、高橋東区子ども会育成会会長及び多賀城市子ども会育成連合会役員として、それぞれ記載のとおり、多年にわたってそれぞれの所属団体の会員の模範となって活動するとともに、地域における社会教育活動の推進に尽力されている、あるいは、長きにわたり地区における社会教育の振興に尽力されており、本市の社会教育の発展に特に功績があった者として、多賀城市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものです。

続いて、2 社会体育振興の部で、候補者は4名となります。

1の佐藤剛大さん、2の渡邊胞雄さん、3の鈴木俊光さん、4の我妻勝治さんにつきましては、いずれも本市のスポーツ振興員として長きにわたりそれぞれの地区における社会体育の振興に尽力されており、本市の社会教育の発展に特に功績があった者として、多賀城市教育委員会表彰規則第3条第1項第1号に該当すると認められるものです。

## 学校教育課長

次に、61ページと63ページになります。

3 児童・生徒の表彰個人の部でございます。番号1から15まで15名の児童生徒を顕彰候補者といたしました。それぞれの児童生徒につきましては、空道、バドミントン、水泳、銃剣道、なぎなた、短剣道、体操、弓道、剣道におきまして、県大会、東北大会、全国大会で優秀な成績を収めておりますので、候補者として推薦いたします。

以上でございます。

#### 副教育長

以上で、説明を終わります。

#### 教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。菊池委員。

#### 菊池委員

在職年数が10年以上というのはわかるのですが、9年と6年と記載の方は対象になるのかが1点、もう1点は、在職年数は「令和2年3月末時点の見込み」ということになっていますが、表彰は1月下旬だと思いますので、12月末で締めて、それから3か月先の見込みのことで表彰していいのかが、私として2点引っかかっております。

#### 生涯学習課長

それでは前段の9年、6年のことについては私からお答えいたします。

4番の方は在職年数6年とありますが、「選考基準」の「単位子ども会育成連合会の会長の経験が6年以上の者」に該当しますので、候補といたしました。

その上の在職年数9年の方でございます。本日の「その他」でお話させていただこうと思ったことと関わりがあるのですが、社会教育振興員、スポーツ振興員につきましては、これまで基準年数は「概ね10年以上」のくくりで候補としておりました。今般、9年として候補として挙げたのは、先ほど副教育長から説明のありました臨時代理事務報告第19号の中で地方公務員法等の改正の関係をお話しさせていただきましたが、それに関わる全市的な判断としてこの二つの振興員が今年度で廃止となる方向になっております。

従いまして、本来は来年度で10年の方として候補としたいのですが、廃止によって社会教育振興員の委嘱行為自体がないものですから、今般限りで9年で候補といたしました。もうひとつは、今年の4月に任期2年として委嘱を行っており、市側の制度上の理由がなければ継続して業務にあたっていたら、来年のこの機会では、10年として候補となったであろうことから、以上を考慮しまして、基準には1年満たないのですが、9年として挙げさせていただいたものです。

#### 教育長

副教育長。

#### 副教育長

それでは、御質問の在職年数の捉え方についてでございますが、現在の「表彰規則」、「選考基準」には基準日は特に設けておりませんが、基本的に表彰が毎年1月から2月の時期に開催しております。

委嘱をする職でございますと通常はその年の4月から、年度の開始で始まる訳ですが、各団体から推薦書類をいただく際には、在職年数の捉えとしては年度末の3月までお勤めとして見込みで10年を超えているものとして作成いただいております。

確かにおっしゃるように、御事情で途中で退職される場合もあるかもしれませんが、これまでも見込みで作成してきた例になったものです。

#### 教育長

菊池委員。

#### 菊池委員

該当規則に記載のある「3-1-1」とは、第3条第1項第1号の意味だと思っておりますが、今回は特別のことで9年で表彰するという事は、勝手な私の見方ですが「3-1-3」の「表彰に値する業績又は行為のあった者」ではないかなと疑問に思いました。これは「3-1-1」でいいのか、もう少し御説明をお願いします。

#### 教育長

副教育長。

#### 副教育長

御質問を頂戴しました該当規則ですが、お手元の「表彰規則」にありますとおり、第3条第1項に第1号から第3号までに規定しております。もう1枚の「選考基準」の方ですが、第2条に「規則第3条第1項第1号の規定に基づく表彰は、次の個人又は団体について学校長又は課長からの内申を受け、全市的な視野で選考する。」となっております。(1)としましてPTA、(2)子ども会育成会、等とあり、6年の方については(2)のイの「単位子ども会育成会の会長の経験が6年以上の者」に該当しております。それから9年の方については(3)ボランティア活動団体等で「教育、文化、スポーツ等に関し

て、市民のために不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした活動を概ね10年以上継続し、特に優れた功績が認められる団体又は個人」ということで、「3-1-1」というのは「表彰規則」の該当条項、それを少し細かく定めたものが「選考基準」で、今御説明申し上げたそれぞれの項目に基準年数を規定してございまして、それにあわせて選考しているものでございます。

**教育長**

よろしいでしょうか。

**菊池委員**

はい。

**教育長**

そのほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**教育長**

それでは、質疑がないものと認め、採決に入りたいと思います。議案第18号について、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長**

異議がないものと認め、議案第18号について原案のとおり決定します。

## **日程第5 その他**

**教育長**

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。根來委員。

**根來委員**

交通安全指導隊のことでお尋ねいたします。先ほど議案の中で説明をいただきまして、今回制度の改正に伴って費用弁償の条例から削除されたところですが、身分を保証する制度が変わるだけで、交通安全指導隊としての活動を制限されたりなくしたりすることはない、という認識でよろしいでしょうか。

## 教育長

副教育長。

## 副教育長

今委員からお話のございましたように、条例上の規定からは削除となりますが、先ほど青少年育成センター補導員の際にお話し申し上げたように、その職務としては残ります。身分の取扱いについて、これまで非常勤の特別職ということで扱っておりましたものが、会計年年度任用職員になるというものでございます。今お話のありました交通安全指導隊の隊員につきましても、非常勤の特別職の区分からは除かれまして会計年度任用職員ということで、来年の4月1日からの活動についてもこれまで同様に御支援、御協力をいただくということでございます。任用と報酬の取扱いが変わるだけで、職務等々についてはこれまでどおりということで御理解をいただきたいと思っております。

## 根来委員

ありがとうございました。

## 教育長

そのほか、ございませんでしょうか。生涯学習課長。

## 生涯学習課長

それでは、さきほど議案の中で触れさせていただきました、社会教育振興員とスポーツ振興員についてのお話でございます。

結論を申しますと、この二つの職は来年の4月1日から廃止というはこびになります。

その背景といたしましては、先ほど委員さんからもお話がありましたが、地方公務員法の改正等に伴うものでございまして、非常勤特別職員等の任用要件が非常に厳格になり、その中で本市におきましては区長制度が廃止ということになります。そしてそれに関連して、保健衛生推進員、地域環境推進員も同様に廃止となります。二つの振興員の廃止も、それに関連するものでございます。

この二つの振興員は本市独自の制度でありまして、地方公務員の身分を有しているものではございませんでした。ただ、この振興員を教育委員会が任用するにあたりましては、各行政区の区長から推薦いただいて任命していた経緯があったということ、それから、最終的には全市的な判断の中ということになるのですが、それぞれの各地域で社会教育、社会体育活動をいろいろ行ってきていますが、地域の実情に適ったような運用もあっていいのではないかと、という議論もなされました。

私どもとしては、振興員制度の廃止に伴って、地域の社会教育が停滞することのないよう、引き続き、地域との接点をもって支援してまいりたいと考えております。

また、地域にとってより使い勝手の良い制度を、という発想から、これまで「社会教育振興事業補助金」として、2事業計3万円まで地域の申請に応じて補助させていただきましたが、補助対象事業にも限りがあり、利用できない地域があったのも事実でございましたので、今後はこの補助制度をやめて、この制度で見込んだ予算額を「自治振興交付金」に上乘せし、地域の実情にあった事業に柔軟に対応できるようにシフトしていくということでございます。

地域の事業に柔軟に対応できるように改めさせていただくところですので、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 教育長

今の生涯学習課長からの話題提供について何か御質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

## 教育長

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

## 教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和元年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時55分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年1月28日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印